

暮らしと法律を結ぶ—ハウネット

hounet

news ホウネットニュース 2013.3.29 Number 20

企画・編集・発行
ハウネット事務局
弁護士法人
名古屋北法律事務所

- 弁護士 長谷川 一裕
- 弁護士 伊藤 勤也
- 弁護士 白川 秀之
- 弁護士 山内 益恵
- 弁護士 加藤 悠史
- 弁護士 藁 明玉
- 弁護士 鈴木 哲郎
- 弁護士 矢崎 暁子



あもる

シリーズ Vol. 14

新人、
弁護士について語る



弁護士
矢崎 暁子

先日、中学3年生に向けた職業ガイダンスに呼ばれました。自分が彼女たちの倍の年齢になったことに驚きつつ、弁護士を目指した理由や、働き始めてからの1年を振り返って感じたことなどを話してきました。少年事件で家族と本人との関係調整に悩んだこと、依頼者からの「ありがとう」の一言で泣きそうになったこと。時間内に収まりませんが、45分では到底語り尽くせない職業だということとは伝わったかしら。

弁護士バッジのように、人は、長年生きる中で、メッキがはがれて本質が現れてくるのだと信じています。私のバッジは紛失防止のために「箱入り娘」状態ですが、私自身は、いぶし銀の、かっこいい弁護士になりたいなあと思っています。

集 安倍さん、本気で憲法改正ですか？

～自民党憲法改正草案を 長谷川一裕弁護士がわかりやすく解説します



今の政治情勢って
どうなっているの???

昨年12月の総選挙で自民党が大勝、自公両党で衆議院の3分の2を超える絶対多数の議席を獲得するという新しい政治情勢のもとで、改めて憲法改正問題が政治の大きな争点になってきました。自民党は、昨年4月27日、総選挙の前に「自民党日本国憲法改正草案」を発表し、憲法改正を公約に掲げていました。

安倍首相はどんな人???

安倍首相は、自民党の中でも名うての改憲論者であり靖国神社参拝に執念をもちやすタカ派の政治家として国際的にも知られています。安倍政権誕生に対しては、中国や韓国だけでなく米国の「ニューヨークタイムズ」等も警戒感を表明したほどです。第一次安倍政権は憲法改正国民投票法を成立させましたが、無念の途中降板となりましたから、今回は憲法改正に道筋をつける決意ありとみるべきでしょう。

憲法改正って???

自民党の改正草案は、9条だけでなく、前文も含めた全面的な改定です。その全文、現行憲法との対照表、Q&Aが自民党のホームページに掲載されています。

前文から読み込むより現行憲法99条の改定規定である改正草案102条を見ると良いでしょう。102条1項は「すべて国民は、この憲法を尊重しなければならぬ」としています。現行憲法99条が憲法尊重擁護義務の主体に国民を入れていないのは、近代憲法の根本的な考え方、すなわち国民が個人として尊重され、人権が擁護されるようにするために国家権力を制限することが憲法の目的であるという立憲主義の立場を踏まえているからです。改正草案は、憲法を国家権力の制限ではなく国民を統制するルールとして位置づけていることが重大です。

えっ?! 私たち国民が
統制されちゃうの???

憲法の位置づけとも関係しますが、現行憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される」を「全て国民は、人

として尊重される」に改変しています。個人と国家を対置させ、個人の尊重から出発するという個人主義、自由主義の考え方を否定し、「人としての尊重」という抽象的な規定に薄めてしまう狙いが透けて見えます。

うーん…他には???

上記のような立脚点から、第三章基本的人権についても重大な改正が盛り込まれます。第12条には「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」との文言が盛り込まれ、「表現の自由」に関する第21条に「2項」を設け、「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」としています。反原発運動や自衛隊の海外派兵に反対するデモに参加すると、警察の監視の対象となるような社会が到来するかもしれません。言論の自由という民主主義社会に不可欠な人権についてさえ、公益や秩序を理由に制限できる社会にしたいと思いません。

憲法9条も変えるって
聞いたけど???

改憲の目玉は、なんと言っても憲法9条です。草案は、9条に2項を設け「自衛権の発動を妨げるものではない」と無制限の自衛権を認めます。これまで、現行9条を理由として集団的自衛権の行使は憲法上認められないというのが政府の立場でしたが、これを正面から認めようという訳です。その上で草案は、9条の2(国防軍)という規定を新設します。国防軍は、自

衛のための活動だけでなく、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」等に従事するとします。これは、イラク戦争やアフガン戦争のような戦争に日本も参戦できることを意味します。また、機密の保持に関する法律の制定を定め、命令に違反した軍人を裁くこと等を目的とする審判所を設置するとしています。軍法会議です。現在の自衛隊は装備面ではれっきとした軍隊ですが、海外で自由に軍事行動が出来る、国のために命を捨てる兵員の士

私たちはどんな事を
注視すべきなの???

自民党は、国家安全保障法という法案を決めています。これは違憲の集団的自衛権を行使できることを基本法として国会で決めてしまおうというものです。また自民党は秘密保全法の国会提出も狙っていますが、これも国民の知る権利を制約する憲法違反のたくらみです。

もう一つ重要なことは、明文改憲も、国民の反対が強い9条ではなく96条の憲法改正規定の改変、すなわち憲法改正の国民投票を国会が発議する条件を国会議員の3分の2から2分の1に緩和するところから着手してくるだろうということです。まずは、外堀を埋めていくという大阪冬の陣、夏の陣の手法です。

現行憲法と改正草案対照表(一部)

第二章 戦争の放棄
第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

(平和主義) 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍) 第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。
5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等) 第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

第二章 安全保障

暮らし支える相談センターからのご報告

手探りの1年半
『たしかかな手ごたえ』

開設1年7か月を経て、相談センターに寄せられた相談は228件数(延258件数)です。内訳は、多い順から生活保護、相続、離婚、住宅、債務など。このうち無料法律相談につながったのは68件で債務、相続、離婚、土地・住宅などの順です。このところ相談は月10件少々あります。「定着のきざし?」「継続は力なり」と相談員一同は胸ふくませ取り組んでいます。

相談は、たらい回しにならないように、難しい場合は来所してもらい、その分野で詳しい相談員も同席するようにしています。相談者は、話をじっくり聞いてもらったことで元気を取り戻し、前向きな気持ちになっ



て帰られる人が多いように思われます。現在、相談員は、協力者も含めて37名で、法律事務所、スタッフを合わせると53名です。当面の夢は「相談員100名」の実現です。ホウネットニュース読者のみなさんの参加をお待

ちしています。相談センターでは、同好会、映画会、芋煮・飲み会などが開かれ、ホウネット会員の居場所になっています。気軽に開催日を問い合わせさせていただき、お立ち寄りください。

暮らし支える相談センター長

ホウネット会長 松岡洋文

暮らし支える相談センターとは?

市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話でお受けし、それぞれ専門の団体・法人・個人の方々と解決に向けたお手伝いをしています。どこに相談したらいいのか分からず悩んでいる方、気軽に電話ください。相談は無料です。「暮らしと法律を結ぶホウネット」と「弁護士法人名古屋北法律事務所」が共同で運営しています。

電話番号 052-916-7702
電話受付 平日午後1時から5時



NPO法人権利擁護支援「ぷらっとほ一む」のご紹介

聞き手/事務局 幸田 紗希

「ぷらっとほ一む」は身寄りのない高齢者の身元保証や財産管理、終焉支援などを行っています。名古屋市中区や守山区、西区を担当している北部連絡所は、暮らし支える相談センターと同じフロアにあります。現在、1人暮らしの高齢者は既に500万人に達し、高齢者支援が急激に求められています。「ぷらっとほ一む」は、高齢者が突然倒れ入院の契約が必要な時や、日常のお金の管理が不安になった時、介護サービスを受けたいなど様々な事情を抱えた高齢者を支援しています。「支援を受けることにより、ひとりでも多くの人に幸せを感じてほしい」と願って活動している「ぷらっとほ一む」は、北部連絡所長の立木勝義さん(元名古屋北法律事務所事務局長)は話していました。

ぷらっとほ一むのように、年をとっても安心できる地域をつくる活動はとても大切です。今こそわたしたちも地域の一人としてお互いに助け合って高齢者を支えていくことが必要ではないでしょうか。



ぷらっとほ一む 北部連絡所 所長 立木勝義

困ったときはご相談ください
連絡先 電話/052(916)6369
ぷらっとほ一む北部連絡所

※支援員として活動できる方からの問い合わせもお気軽にどうぞ

旅のスケッチ

vol.20

SJで行く 冬の釧路湿原

事務局 福島あづさ



冬の北海道の美しさをご存じでしょうか。私にとっての原風景は冬の道東です。山も湖も原野も真っ白になり、冷たく透き通った空気が胸の奥までしみこみます。

この冬、憧れの「SJ冬の湿原号」に乗りました。釧路湿原を縦断する蒸気機関車です。乗車した日は晴天。真っ青な空の下、真っ白な大地を、白煙と黒煙を上げて走る真っ黒なSJの姿は美しく勇壮です。停車中も呼吸を整えるように「シューッシューッ」と湯気を吐き、近づくと車体の熱気が伝わります。生命力溢れる蒸気機関車の魅力にすっかり取り憑かれてしまいました。

車窓からはエゾシカやタンチョウ、オジロワシの姿も見られ、厳しい冬を生きる野生動物の息吹も感じることができました。



「性別で性格が決まる」なんて思い込みにすぎません

弁護士 コラム



弁護士 明玉 褒

米ロチェスター大の心理学研究チームが、性別で性格のタイプや行動に差が出るという考えは誤りであるとの調査結果を発表したそうです。掃除・長電話・クリスマスなどのイベント事が大の苦手の私としては、我々が意を得たりでニヤリとさせられました。凛々しい顔立ち、逞しい体つきの男の子から、大人しい性格や料理が趣味ということだけでいじめを受けたと相談されたことがありません。男ならこうあるべき、という周りの思い込みによって、彼は「異端者」として排除されてしまったのです。性差を強調する考え方は、人々に一定の役割を押しつけるのに便利なものかもしれませんが、そこからみ出した人を理不尽に苦しめます。こうした調査結果が広く知られるといいと思います。

会員 コラム



ホウネット会員 河野 義昭 (パソコンインストラクター)

パソコンと うまくつきあおう

パソコンが普及して二〇年くらいになるでしょうか? 今では、複数台のパソコンを持っている家庭も珍しくありません。

文章を作成したり、インターネットで情報を集めたり、利用方法は様々だと思います。しかし、これができないかなあ?とか、もう少しこうしてみたいんだけど…。とちょっとした壁にぶつかっている人は少なくないと思います。そういった方々のお手伝いをしています。

現在、毎週金曜日の夜、暮らし支える相談センターでパソコン教室を開催しています。

テキストを用意した押しつけではなく、それぞれの方がやりたいことを気ままに質問し、それに答えるといった形式で、パソコンに限らず、スマートフォンからタブレットまで質問は色々ありますが、八〇歳を超えた、高齢の方も楽しんでいきます。

パソコン教室

●お気軽にお立ち寄りください
開催日時: 毎週金曜日 19時
場所: 暮らし支える相談センター (第5水光ビル7階701号室)

要事前申込



裁判員裁判の報告

「弁護人として思うこと」

公判前整理手続

裁判員裁判では、何が争点なのか、何を証拠として取り調べるかを予め決めてから裁判が始まります。争点や証拠を整理する手続を公判前整理手続と言います。

この手続では、検察官に対して証拠開示を求めることができ、弁護人はより充実した活動を行えるようになりました。ただ、同時に膨大な証拠の検討が必要になり、労力も増えました。

公判前整理手続が充実された分、起訴から裁判までの日数がかかりかかるといわれています。私が担当した事件では、起訴から1年以上経って裁判が始まることもありましたが、充実した準備をしつつ、なるべく早く裁判を終

えることをどう両立していくのかが、今後必要になると思います。

選任手続

裁判では、まず候補者の中から裁判員を選びます。

この選任手続で、被告人の将来を決める人を選ぶわけですね。弁護人としては、本当に適切な人が選ばれているのかを被告人に代わって見極めたいと思います。しかし、現行の制度では、弁護人から候補者に質問をすることは基本的にできず、裁判官からの質問も形式的なもののみです。そのため、弁護人に与えられた4人の候補者の拒否権をどのように行使するかも難しい問題です。

裁判手続

裁判では、裁判員は裁判官の横に座って、手続に参加し、証拠を取り調べたり、証人や被告人に質問したりします。

裁判所は、裁判のスケジュールを決めるに当たって、裁判員の負担をできる限り少なくしようと、かなりタイトなスケジュールを組んだり、質問の時間を短くしようとしていたりします。裁判員の負担を軽くすることは大切ですが、それで審理がよい加減になっては本末転倒であるとも言えます。

終わりに

裁判員裁判が導入されてから、以前よりも覚せい剤輸入事件での無罪率が上がるなど、裁判官が今まで常識と考えていたことが市民の目でチェックされるようになりましたが、一部の犯罪でそれまでよりも量刑が重くなる傾向も見られます。

裁判員裁判制度は様々な意見がありますが、被告人の権利保障という観点から一定の前進があったのも事実です。今後は、より制度を良くしていく取組みが必要だと思います。



弁護士 白川 秀之

〔刑事裁判の流れ〕



弁護士 加藤 悠史



三菱電機派遣切り裁判〔控訴審〕判決報告

「派遣労働者はモノじゃない」

三菱電機名古屋製作所で働いていた派遣労働者が、派遣先である三菱電機に対して派遣切りに対する損害賠償などを求めていた事件で、2013年1月25日、名古屋高等裁判所民事3部(長門栄吉裁判長)は、三菱電機の損害賠償責任を一部認める判決を下しました。

1 事件の概要

この事件の発端は、2008年末から翌年頭にかけてあったリーマンショックの影響を理由に、三菱電機名古屋製作所で数百人という大量の派遣切りがなされたことでした。三菱電機では、少なくとも2002年頃から、偽装請負という違法な方法で労働者を受け入れ、労働者派遣法にも大きく違反するほど長期にわたり社外労働者を受け入れていました。本来であれば、長期間労働者を使用するならば、正社員として契約するのが当

2 派遣先にも責任がある

私たちは、そんな働かせ方をおかしいとして派遣先である三菱電機の責任を追及してきました。派遣労働者は、形式的には派遣元と雇用契約を結びますので、派遣先との契約関係はありません。三菱電機は、裁判で、派遣労働者とは契約関係がないんだから責任もないという主張を展開しました。今回の判決は、三菱電機の主張を退け、「派遣先企業にも、派遣労働者との関係で、その雇用の維持又は安定に対する合理的な期待をいたすに損なうことがないよう一定の配慮をすべきことが信義則上要求されている」と判断し、原告3名のうち1名に対して三菱電機の不法行為責任を認めました。派遣先にも一定の義務を課したもので重要な判断でした。派遣労働者を、モノのように切り捨ててはいけないという当たり前のことが認められたと考えています。

3 労働者の立場にたった

社会を

しかし、控訴審判決は長期にわたって原告らを受け入れてきた三菱電機の直接雇用の責任は認めず、損害賠償についても一番で認められた2名について逆転敗訴させた点で、不当な判断でした。もともと労働者派遣法がさまざまな法律だったことが、労働者がいないがしろにされる最大の要因だと思います。事件は最高裁に移り、まだ裁判は続きますので、この裁判で原告たちの権利を少しでも実現していきたいと思っています。同時に、何でも派遣にして使用者が責任をとらないなんておかしいよねと当たり前に言える社会をつくり、働く労働者の立場にたった労働者派遣法へと更に抜本的な改正を求めていくことも必要だと感じています。



EVENT INFORMATION

暮らし支える相談センター からの お知らせ

出前講座のご案内

暮らし支える相談センターでは地域の団体やサークルの方たちを対象に、暮らしに役立つミニ講座の提供（講師派遣）を行っています。

講演テーマ

- 生活に関連すること
（講師は相談員）
年金や介護、医療、生活保護などの各制度について
- 権利、法的問題に関連すること
（講師は弁護士）
相続、遺言、成年後見、交通事故、離婚、借地借家、消費者問題など

詳細は、相談センターまでお問い合わせください。

電話・FAX

052-916-7702

平日の午後1時～5時までの電話対応

暮らしと法律を結ぶハウネット

第10回総会のお知らせ

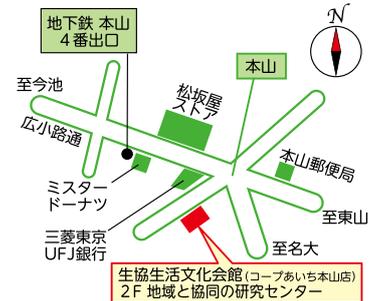
ハウネットは、本年12月に結成10周年を迎えます。記念講演では、子どもの貧困対策に取り組む山野良一さんをお招きし、貧困の連鎖をストップさせるために私たちに何が出来るかを考えます。総会、懇親会では、暮らし支える相談センターの活動や司法と法律事務所を身近にする取り組みなどを皆さんと一緒に考えます。

日時:5月25日(土)
13時開場

会場:生協生活文化会館
4階ホール

地下鉄本山駅4番出口より南へ徒歩2分

- 第1部 記念講演 山野良一さん
（「子どもの最貧国・日本」(光文社新書)著者）
13時30分～15時00分
- 第2部 第10回総会
15時15分～16時45分
- 第3部 懇親会
17時～18時30分



参加費:無料

※懇親会ご参加の方は1500円を頂きます。

法律講座(相続)のご案内

暮らしと法律を結ぶハウネットでは、2013年は4月から名古屋近郊にて「相続」をテーマに法律講座を開催します。

4月18日(木)
14:00～16:00

場所:楠地区会館
(名古屋市北区)

講師:弁護士 山内益恵

5月20日(月)
14:00～16:00

場所:コープ小幡
(名古屋市守山区)

講師:弁護士 加藤 悠史

6月19日(水)
14:00～16:00

場所:尾張旭市 予定

講師:弁護士 伊藤 勤也

7月17日(水)
14:00～16:00

場所:フロイデ(犬山市)

講師:弁護士 白川 秀之

※参加費は無料です。奮ってご参加ください。

※開催場所の確定については名古屋北法律事務所のホームページ内でご連絡いたします。ご不明な点がありましたらお気軽にお電話ください。また、なるべく事前に下記ハウネット事務局までお申し込みください。

表紙の絵から

[立木 昭男さん]

「復活の祈り」

具象かつ半抽象に少しイメージを変えて災害地復興に願いを込めてアンフォルメル表現を試みて構成しました。

展覧会のご案内

●第52回美術集団8月展

日時:4月16日(火)～4月21日(日)まで

場所:愛知芸術文化センター8階

◆絵画教室 開講中◆

日時:第2・第4水曜日

午前10時～12:30

場所:楠地区会館(名古屋市北区)

問合わせ先:052-901-3301

ハウネット事務局

〒462-0819

名古屋市北区平安2丁目1番10号

第5水光ビル3階

弁護士法人名古屋北法律事務所

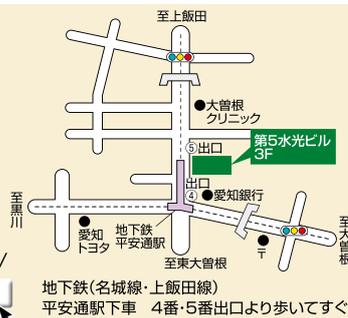
TEL.052-910-7721

FAX.052-910-7727

URL: <http://www.kita-houritsu.com/>

名古屋北法律事務所

検索



各地の年金学習会や議会の意見を聞く会に招かれる。結果は兎に角、有り難いことである。ITの発達で文書はすぐ送れるようになった。しかし、文書を読んでもらえる保障はない。やはり、ひざ突き合わせての懇談こそである。ハウネットの暮らし相談は貴重な存在と思う。平和憲法の語り手を増やさなければならぬ。(寛)

編集後記